

条 例

埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年八月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十六号

埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（令和六年埼玉県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二項第四号中「第二条第二十一項」を「第二条第二十二項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。